

大阪府公共建築工事共通費積算基準の運用

令和5年3月 改定

大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室

目 次

第1章 総則	3
第1項 目的.....	3
第2項 共通仮設費の算定	3
第3項 現場管理費の算定	5
第4項 一般管理費等の算定.....	5
第2章 一般建築.....	6
第1項 共通事項.....	6
第2項 共通仮設費	13
第3項 現場管理費	18
第4項 一般管理費等	21
第3章 住宅	22
第1項 共通事項.....	22
第2項 共通仮設費	22
第3項 現場管理費	23
第4項 一般管理費等	24

第1章 総則

第1項 目的

この運用は、「大阪府公共建築工事共通費積算基準」（以下、共通費基準）で定めた内容についての運用を定めるもので、適正な共通費の積算に資することを目的とする。

また、この運用は、一般的な建物を建築する場合を対象としているので、使用に当たっては、各工事の実情を考慮の上、必要な補正を行うものとする。

第2項 共通仮設費の算定

1. 共通仮設費は、次式により算定する。

$$\text{共通仮設費} = (\text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率}) + \text{積み上げによる共通仮設費}$$

2. 共通仮設費率は、以下、共通費基準 別表による。

3. 共通仮設費の率に含む内容・積み上げ内容は、表1-1の区分表による。

表1-1 共通仮設費区分表

項目	内 容	率に含む内容		積み上げ内容	
		区 分	適 用	区 分	適 用
準備費	敷地測量			○	
	敷地整理	○	新築・増築工事	○	設備工事、改修工事
	道路占有料			○	
	仮設用借地料			○	
	石綿含有建材の事前調査	○	一般建築・設備工事の改修工事	○	住宅の改修工事
	その他準備費用	○	軽微なもの		
仮設建物費	監理事務所	○	一般建築、住宅の屋外整備工事（買取、当該工事固有の事情による場合は、積み上げとする。）	○	住宅（屋外整備工事を除く）、設備工事
	監理事務所事務員			○	
	現場事務所	○			
	倉庫	○			
	下小屋	○			

	宿舎			○	
	作業員施設等	○			
	イメージアップ費用			○	設計図書による
工事施設費	仮囲い			○	
	工事用道路			○	
	歩道構台			○	
	場内通信設備等	○			
	イメージアップ費用			○	設計図書による
環境安全費	安全標識	○			
	消火設備等	○			
	安全管理・合図等要員			○	
	隣接物等の養生及び補修復旧に要する費用	○			
光熱費 動力用水	工事用電気設備	○		○	設備の監理事務所に 係るもの
	工事用電気料金	○		○	
	工事用給排水設備	○		○	
	工事用水道料金	○		○	
清掃費 屋外整理	屋外及び敷地周辺の跡片 付け及びこれに伴う屋外 発生材処分等	○		○	除雪に要する費用
費 機械器具	揚重機械器具	○	住宅(屋外整備工事を除く)	○	一般建築、設備、住宅の屋外整備工事
	測量器具、雑機械器具	○			
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用	○	第2章第2項9(1)二 によるもの	○	第2章第2項9(2) へによるもの
	その他上記のいずれの項目にも属さない費用	○	軽微なもの		

第3項 現場管理費の算定

1. 現場管理費は、次式により算定する。

$$\text{現場管理費} = (\text{純工事費} \times \text{現場管理費率}) + \text{積み上げによる現場管理費}$$
2. 現場管理費率は、共通費基準 別表による。
3. 現場管理費の率に含む内容・積み上げ内容は、表1-2の区分表による。

表1-2 現場管理費区分表

項目	内 容	率に含む内容		積み上げ内容	
		区 分	適 用	区 分	適 用
租 税 公 課	石綿含有建材の事前調査 結果の報告	○	一般建築・設備工事の 改修工事	○	住宅の改修工事

第4項 一般管理費等の算定

1. 一般管理費等を算定する場合は、次式により算定する。

$$\text{一般管理費等} = \text{工事原価} \times \text{一般管理費等率}$$
2. 一般管理費等率は、当該工事のすべての工事原価の合計額を対象額とし、共通費基準 別表による。

第2章 一般建築

第1項 共通事項

1. 共通費算定に関する数値の取り扱い

(1) 率による算定

共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。

(2) 一般管理費等

算出された金額の範囲内で、原則として工事価格は一千円単位となるように一般管理費等で調整する。

2. 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ. 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。

ロ. 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。

ハ. 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(2) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。

3. 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ. 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

ロ. 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

ハ. 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

(2)主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。

※軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。また、工事内容、工事費の比率等を考慮し、適切に対応する。

イ. 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20以下又は300万円以下の場合

ロ. 工事内容、工事費及び工期から判断して、イに準ずるとみなせる場合

(3)共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

4. 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定

(1)共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ. 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ロ. 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ハ. 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(2)共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。

5. 本来一体とすべき工事を分割した場合の算定

本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、契約済みのすべての工事と新規に発注する工事を一括して発注したとして算定した額から、契約済みのすべての工事の額を控除した額とする。

6. 工事に伴う湧水の排出費用、各種負担金、設備工事における本受電後の電気基本料金の扱い 共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水等に排出する場合の費用（下水道料金のみ）、各種負担金及び設備工事における本受電後の電気基本料金は含まないものとする。

なお、設計変更において、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初設計金額の工事価格で除した比率」を求める場合、これらの費用は比率の算定に含めない。

7. 新築工事における主体構造物にかかわる鉄骨工事の補正に関する取り扱い

(1) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における取り扱い

鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目は表2-1のとおり全て補正の対象とする。ただし、建方機械器具（定置式・移動式）は、共通仮設費の一般工事の区分として積み上げる。

(2) 鉄筋コンクリート造における取り扱い

体育館、倉庫、格納庫等の鉄筋コンクリート造において、屋根部が鉄骨造の場合は補正の対象とする。

(3) 鉄塔の取り扱い

鉄塔については単体として取り扱い、設置場所（地盤面又は鉄筋コンクリート造屋上面）にかかわらず補正の対象とする。

(4) フラットデッキの取り扱い

フラットデッキについては、鉄骨造の場合に限り補正の対象とする。

表2-1

(注) ○印は対象項目、△印は鉄骨造のみ対象項目

鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正					
鉄骨工事					
鋼材費	○	工事加工費	○	鉄骨運搬費	○
工場塗装	○	溶融亜鉛めっき処理	○	現場錆止め塗装	○
建て方費	○	溶接試験	○	現場溶接	○
アンカーボルト	○	スタッド溶接	○	柱底均しモルタル	○
デッキプレート (合成スラブ用)	○	フラットデッキ (床型枠用)	△	耐火被覆	○
				専用仮設	○
付帯鉄骨（母屋・胴縁）	○	鉄骨階段・鉄骨庇	△	設備機器架台	○
鉄塔	○	C. W一次ファスナー	○		

8. その他工事として取り扱う工事

その他工事として取り扱う工事の具体例を表2-2及び表2-3に示す。

なお、表2-2及び表2-3には共通費基準 表-7 その他工事に示された以外の工事も含まれているが、それらを一般工事に含めて発注する場合においても、共通費基準3(4)及び4(4)の定めによる。

表 2-2 その他工事としての取り扱い（建築工事）

（注）○印は対象項目、×印は対象外項目

特殊な室内装備品					
家具・書架及び実験台の類で通常の建物本体工事に含まれない特殊な室内装備品					
壁面収納（造りつけ以外）	○	ローパーティション	○	移動書架	○
書架（スチール棚）	○	書架（既製木製棚）	○	家具（造り付け以外）	○
造り付け家具	×	カーテン	×	ブラインド	×
ファンコイルカバー	×	じゅうたん	×	OAフロア	×
一般（湯沸室）流し台	×	トイレブース	×	可動・移動間仕切	×
実験流し台	○	実験・医療器具	○	シールド工事	○
舞台機構装置	○	浴室・シャワーユニット	×	厨房機器	×
清掃用ゴンドラ	×				
造園工事					
種目で造園工事として取り扱われる項目全て。					
樹木費	○	植え込み費	○	地被類（芝張り、は種）	○
支柱	○	移植	○	客土	○
植栽基盤	○	土壌改良	○	ツリーサークル	○
伐採・抜根	○	人工土壌	○	排水マット敷設	○
庭石・モニュメント	○	温室工事	○		
舗装工事					
種目で舗装工事として取り扱われる項目全て。ただし、土工、縁石、側溝は一般工事とする。					
土工事	×	直接仮設（舗装用）	○	アスファルト舗装	○
コンクリート舗装	○	タイル張り舗装	○	石張り舗装	○
インターロッキング舗装	○	舗石舗装	○	グラウンド・テニスコート	○
平板舗装	○	路床整正	○	舗装機械運搬	○
トラフィックペイント	○	縁石	×	L型側溝・V型溝	×
排水ます	×	開きよ（U字溝）	×	排水管	×
取り壊し工事					
種目で取り壊し工事※として取り扱われる項目全て。ただし、アスベスト含有建材処理工事については、一般（改修）工事とする。 ※建築物等の解体を行う工事（改修に伴う撤去工事は除く）					
とりこわし費	○	集積積込み	○	アスベスト処理工事費	×
とりこわし材運搬費	○	とりこわし機械運搬	○		
くい工事					
種目で地業工事に含まれ、くい工事として取り扱われる項目全て					
準備費	○	施工機械運搬組立解体費	○	プラント組立解体費	○
くい打込み費	○	材料費	○	材料運搬費	○
発生材運搬費	○				

畳工事	種目で内外装工事に含まれ、畳工事として取り扱われる項目全て			
畳材料費	○	畳敷込み費	○	

表2-3 その他工事としての取り扱い（機械設備工事）

通常の建物主体工事に含まれない下記の設備等について、システム一式を専門工事として扱い、当該据付調整費及び諸経費まで含んで計上したものを対象とする。

（注）○印は対象項目、×印は対象外項目

さく井設備	さく井設備として取り扱われる項目全て。ただし、ポンプや揚水管の交換は一般工事。	
揚水井設備	○	堀さく及び電気検層後、ケーシング、スクリーン、砂利充てん、深井戸用水中モーターポンプ設置（揚水試験、水質検査含む）を行う、飲用水、雑用水、融雪用の揚水井
地中熱交換井設備	○	掘さく後、地中交換器、けい砂等充てんを行う、空調及び融雪用の地中熱交換井
深井戸用水中モーターポンプ交換	×	ポンプ及び揚水管の交換
特殊空調設備	特殊空調設備として取り扱われる項目全て。	
恒温恒湿室	○	精度が高く一定の温湿度管理を行う部屋用の空調設備（部屋本体を含む場合あり）
クリーンルーム	○	空気清浄度の確保が必要な部屋用の空調設備（部屋本体を含む場合あり）
循環ろ過設備	循環ろ過設備として取り扱われる項目全て。	
プールろ過設備	○	プール水を循環させてろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
浴槽ろ過設備	○	浴槽水を循環させてろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
排水処理設備	排水処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、浄化槽設備及び雨水利用設備の集水部（ルーフトレン等）から雨水流入槽に至る配管は一般工事。	
厨房排水除害設備	○	厨房排水における有害成分を下水道の放流基準値以下に処理する設備
廃水処理設備	○	有害廃水（病原菌、放射性物質等）を下水道の放流基準値以下に処理する設備
排水再利用設備	○	原水（雑排水等）を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備
雨水利用設備	○	雨水を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する施設

雨水利用設備	×	集水部（ルーフドレン等）から雨水流入槽に至る配管。 上記ルート中の雨水遮断弁装置等を独立して制御する場合の自動制御設備
浄化槽設備	×	ユニット型、現場施工型
ごみ処理設備		ごみ処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、厨房のディスポーザーは一般工事。
ダストシュート	○	各階に設けた投入口より縦管をつたって下層の集積所にごみを集める設備
ごみ真空輸送装置	○	建物に設けたダストシュート等と集積所をパイプで結び、パイプ内の空気を集積所側から吸引することで、広範囲からごみを収集・輸送する設備
コンパクト・コンテナ	○	かさの大きい紙ごみを高圧縮してコンテナに詰め、コンテナごと搬出する設備
焼却装置	○	焼却炉
ディスポーザー	×	厨房で扱うディスポーザーは一般工事
搬送設備		搬送設備として取り扱われる項目全て。 (小荷物専用昇降機は昇降機設備工事として扱う)
書類搬送設備	○	気送管や垂直コンベア等を使用し、書類をステーションまで搬送する設備
自動倉庫	○	スタックークレーン、無人走行台車等を用いた立体自動倉庫
昇降装置	○	段差解消機、ステージ昇降装置、ホイストクレーン等
機械式駐車設備		機械式駐車設備として取り扱われる項目全て。
機械式駐車設備	○	2段式、タワー式、水平循環式、平面往復式等
特殊ガス設備		特殊ガス設備として取り扱われる項目全て。
医療用ガス設備	○	酸素、窒素、笑気ガス等の医療用ガスの供給を行う設備
実験用ガス設備	○	酸素、窒素、アルゴン、ヘリウム等の実験用ガスの供給を行う設備
高圧空気充てん設備	○	ダイビング用高圧空気ボンベへ空気充てんを行う設備
実験機器設備		実験機器設備として取り扱われる項目全て。
実験機器設備	○	ドラフトチャンパー、安全キャビネット、クリーンベンチ、オートクレーブ、実験台、飼育装置、飼育ケージ等の実験機器類
医療器具設備		医療器具設備として取り扱われる項目全て。
医療器具設備	○	手術台、歯科用椅子、各種検査機器（X線、CT、MRI、超音波等）、介護補助用リフト等の医療用設備

9. 指定部分及び指定部分工期

原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。

なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。

第2項 共通仮設費

1. 共通仮設費の区分

共通仮設費は、一般工事、鉄骨工事、その他工事及び発生材処分費に区分して算定する。
なお、ここでいう一般工事とは、鉄骨工事、その他工事及び発生材処分費以外をいう。

2. 共通仮設費の算定方法

その他工事を含む場合の共通仮設費は次式により算定する

$$\text{共通仮設費} = (A - b - c - d) \times \alpha + b \times \alpha \times 0.9 + c \times 1\% + e$$

A : すべての直接工事費

b : 鉄骨工事の直接工事費（建て方用揚重機械器具費を除く。）
〈鉄骨工事の共通仮設費率の補正率は0.9〉

c : その他工事の直接工事費：第2章第1項8を参照
〈一般建築その他工事の共通仮設費率は1%〉

d : リース料、申請費、各種負担金、湧水排出費、ガス設備工事、建設発生土処分費
及び発生材処分費等（共通仮設費の対象としない。）

α : 各種負担金、湧水排出費、ガス設備工事、処分費を除いた直接工事費に対する共
通仮設費率

e : 共通仮設費の積み上げ分

3. 共通費仮設費率に用いるT（工期）

(1) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、開札予定日から工期末までの期間とする
が、開札から契約までを考慮し、随意契約及び最低制限価格制度案件にあっては、20日
を減じ、低入札価格調査制度案件にあっては、35日を減ずる。また、議会の議決を経な
ければならないものにあつては、議会の採決日（前年度の当該会の採決日を参考とす
る。）までの日数を減ずる。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その工期を算定に用いるT
（工期）として共通仮設費率を算出する。また、月単位の換算は、30日/月にて除し、
その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとし、共通仮設費率を算出する。

(2) 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があつた場合、共通仮設費率の算定に用い
るT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由として工期延伸
する期間を含まない。

4. 鉄骨工事の場合の補正

共通費基準3（3）の場合は、共通仮設費率に0.9を乗じる。また、補正の対象となる鉄
骨工事の取り扱い、第2章第1項7による。

5. 監理事務所を設けない場合の補正

- (1) 共通費基準3 (2) 表一5の監理事務所(監督職員事務所)を設けない場合は、新築、増築、改修工事ともに、共通仮設費率に0.9を乗じる。
- (2) 鉄骨工事における共通仮設費率の補正をおこなう工事で、監理事務所を設けない場合は4.に0.9を乗じる。
- (3) 既存施設を監理事務所(監督職員事務所)として利用できる場合は、利用中の維持管理費及び利用後の現場復旧に要する費用を考慮し低減は行わない。また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。

6. その他工事を含めて発注する場合

共通費基準3(4)の場合は、共通仮設費率により通常の建物本体工事(以下「一般工事」という。)の共通仮設費を算定する。また、一般建築その他工事(住宅の場合は、住宅関係特殊工事)の共通仮設費は共通仮設費率を1%として算定する。

7. 労務費の比率が著しく少ない工事

共通費基準3(6)の労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率は、その率に0.9を乗じる。なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合が概ね10%以下の工事をいう。

8. リース料の取り扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。

9. 共通仮設費率に含む内容及び共通仮設費に積み上げる内容の取り扱い

(1) 共通仮設費率に含む内容については、表一1によるほか、下記による。

イ. 仮設建物費

1. 監理事務所(監督職員事務所)の規模については、設計図書の特記によるが、規模の違いによる補正は行わない。
2. 監理事務所(監督職員事務所)の通常の備品等の費用については、設計図書により当該工事固有の事情により指定された場合を除き、監理事務所費に含む。

ロ. 動力用水光熱費

1. 新築工事は引込費用及び使用料が該当する。(工事用)
2. 改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメーター設置費と使用料が該当する。(工事用)

ハ. 屋外整理清掃費

施工中に発生する端材等の処理に関する費用（指定された集積場所から場外へ搬出するための積込み、運搬費及び処分費）は、共通仮設費率に含む。

ニ. その他

材料及び製品の品質管理試験に要する費用については、コンクリートの圧縮試験費及び鉄筋の圧接試験費（引張り試験、超音波探傷試験）を含む。

(2) 共通仮設費に積み上げる内容

共通仮設費に積み上げる内容については、表一 1 によるほか、下記による。

イ. 準備費

敷地測量、道路占有料、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用

ロ. 仮設建物費

1. 宿舍、設計図書によるイメージアップ費用
2. 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所（監督職員事務所）、備品等の費用
3. 建築工事における、監理事務所（監督職員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容

ハ. 工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書によるイメージアップ費用

ニ. 環境安全費

安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）

ホ. 機械器具等

1. 新築工事における荷揚用揚重機械の費用

機種を選定及び存置日数は、表 2-4～表 2-8 を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

表 2-4 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数 (N)	規 格	存 置 日 数	備 考
1	25 t	$13.6 \times A + 5.2$	
2	25 t	$18.0 \times A + 10.0$	
3	25 t	$22.4 \times A + 14.8$	
4	25 t	$26.8 \times A + 19.6$	
5	25 t	$31.2 \times A + 24.4$	

表 2-5 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数 (N)	規 格	存 置 日 数	備 考
B 1	25 t	9.5 × A	

表 2-6 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階 数 (N)	規 格	存 置 日 数			備 考
		100 m ² 未満	300 m ² 未満	500 m ² 未満	
P 1	25 t	4	5	6	

表 2-7 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階 数 (N)	規 格	存 置 日 数	備 考
1	16 t	2.3 × A	
2	16 t	5.4 × A	
3	16 t	8.5 × A	
4	ロングスパン工事用 エレベーター 1 t 未満	18.5 × N + 40.5	建築面積 1,000 m ² ごとに 1 台
5	ロングスパン工事用 エレベーター 1 t 未満	18.5 × N + 40.5	建築面積 1,000 m ² ごとに 1 台

表 2-8 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階 数 (N)	規 格	存 置 日 数	備 考
B 1	16 t	6.4 × A	

注) (各表共通)

- (ア) 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としてものである。
- (イ) RC造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
- (ウ) $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$ (計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。建築面積は基準階面積とし、500 m²未満の場合は500 m²とする。)
- (エ) N = 階数
- (オ) 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。
- (カ) 各階の面積が著しく異なる場合は別途考慮する。
- (キ) 階数が2階以下かつ建築面積が250 m²未満の場合は、規格を16 t以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。

(ク)障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。

2. 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

(ア)機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。

(イ)S造・SRC造における荷揚げ用揚重機械器具費についても、機種を選定及び存置日数について、工事内容、施工条件等により機種を選定。

へ. その他（各種試験費）

- ・アスベスト粉じん濃度測定
- ・分析によるアスベスト含有建材の調査
- ・化学物質の濃度測定
- ・六価クロム溶出試験費
- ・PCB含有シーリング材の調査
- ・路床土の支持力比（CBR）試験
- ・現場CBR試験
- ・上記に類する各種試験費

10. 建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

第3項 現場管理費

1. 現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。

2. 現場管理費の算定方法

その他工事を含む場合の現場管理費は次式により算定する。

$$\text{現場管理費} = (A - b - c - d) \times \beta + b \times \beta \times 1.0 + c \times 2\% + e$$

A : すべての純工事費

b : 鉄骨工事の純工事費（建て方用揚重機械器具費を除く。）

〈鉄骨工事の現場管理費率の補正率は1.0〉

c : その他工事の純工事費及び申請費

〈その他工事及び申請費の現場管理費率は2%〉

d : リース料、各種負担金、湧水排出費、ガス設備工事、建設発生土処分費及び発生材処分費等（現場管理費の対象としない。）

β : 各種負担金、湧水排水費、ガス設備工事、処分費を除いた純工事費に対する現場管理費率

e : 現場管理費の積み上げ分

3. 現場管理費率に用いるT（工期）

(1)現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、開札予定日から工期末までの期間とするが、開札から契約までを考慮し、随意契約及び最低制限価格制度案件にあっては、20日を減じ、低入札価格調査制度案件にあっては、35日を減ずる。また、議会の議決を経なければならないものにあっては、議会の採決日（前年度の当該会の採決日を参考とする。）までの日数を減ずる。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その工期を算定に用いるT（工期）として現場管理費率を算出する。また、月単位の換算は、30日／月にて除し、その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとし、現場管理費率を算出する。

(2)工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、現場管理費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

4. 鉄骨工事の場合の補正

共通費基準4（3）の場合は、現場管理費率に1.0を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱い、第2章第1項7による。

5. その他工事を含めて発注する場合

共通費基準4（4）の場合は、現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。

また、一般建築その他工事（住宅の場合は、住宅関係特殊工事）の現場管理費は現場管理費率を2%として算定する。

6. 労務費の比率が著しく少ない工事

共通費基準4（6）の労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率は、その率に0.8を乗じる。なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合が概ね10%以下の工事をいう。

7. リース料の取り扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。なお、リース料については、現場管理費を算定しない。

8. 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降設備工事及び専門工事において、入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費（フルハーネス型）の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に1.01を乗じる。なお、4. 鉄骨工事の補正を行う場合及び6. 労務費の比率が著しく少ない工事の補正を行う場合は、1.01の補正に4.及び6.を乗じる。

9. 積み上げによる算定

以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(1) 要員等の費用

条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給与等）

(2) 昇降機設備工事における工事实績情報（コリンズ）の登録費用

工事費が2,500万円未満の場合

なお、工事費が2,500万円以上の場合はその率に含まれている。また、500万円未満の工事費は、登録を必要としない。

『工事实績情報登録費用』＝登録作業費※1＋登録料（税抜き）

※1：登録作業費＝特殊作業員1.0人・日

10. 建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

11. 支給材を使用する場合

支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を算定しない。

第4項 一般管理費等

1. 一般管理費等の算定方法

一般管理費等は次式により算出する。

$$\text{一般管理費等} = (A - a) \times \gamma$$

A : 当該工事のすべての工事原価（一般工事の工事原価 + 鉄骨工事の工事原価 + その他工事の工事原価 + 処分費等）

a : 各種負担金、申請費の工事原価、湧水排出費（一般管理費等の対象としない。）

γ : 各種負担金、湧水排出費を除いた工事原価に対する一般管理費等率

2. 契約保証費について

共通費基準5（1）による契約保証費については、工事原価に表3-1による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。

表3-1 契約保証費率

内 容	補正值 (%)
保証の方法1 : 発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条(A)を採用する場合)	0.04
保証の方法2 : 上記以外の場合	補正しない
注) 契約保証のうち、保証の方法2の具体例は以下のとおり。 ・大阪府財務規則第65条の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合	

3. 積み上げによる算定

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。

第3章 住宅

第1項 共通事項

この章に定めのない事項については、一般建築を準用する。ただし、一般建築によることが適当でないと認められるものは、その都度協議するものとする。

第2項 共通仮設費

1. 住宅関係特殊工事を含む場合の共通仮設費は次式により算定する。

$$\text{共通仮設費} = (A - i - j) \times \alpha + j \times 1\% + e$$

A : すべての直接工事費

i : 申請費、ガス設備工事、建設発生土処分費、発生材処分費、有料道路の通行料金等とする。

e : 共通仮設費の積み上げ分

j : 住宅関係特殊工事：共通費基準 表-8（内 i に含む建設発生土処分費、発生材処分費、有料道路の通行料金等は除く）

α : A から i と j を除いた額に対する共通仮設費率

2. 総合発注（一括発注）工事の共通仮設費は次式により算定する。

「建築工事」と「電気設備工事」、「機械設備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

ただし、主たる工事以外のいずれかの工事が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費を算定することができる。

$$\text{共通仮設費} = A1 \times \alpha 1 + A2 \times \alpha 2 + A3 \times \alpha 3 + j \times 1\% + e$$

A1 : 建築工事の住宅関係特殊工事等(i+j)を含まない直接工事費

A2 : 電気設備工事の住宅関係特殊工事等(i+j)を含まない直接工事費

A3 : 機械設備工事の住宅関係特殊工事等(i+j)を含まない直接工事費

$\alpha 1$: A1の額に対する建築工事の共通仮設費率

$\alpha 2$: A2の額に対する電気設備工事の共通仮設費率

$\alpha 3$: A3の額に対する機械設備工事の共通仮設費率

i : 申請費、ガス設備工事、建設発生土処分費、発生材処分費、有料道路の通行料金等とする。

- e : 共通仮設費の積み上げ分
- j : 住宅関係特殊工事：共通費基準 表－8（内 i に含む建設発生土処分費、発生材処分費、有料道路の通行料金等は除く）

第3項 現場管理費

1. 住宅関係特殊工事を含む場合の現場管理費は次式により算定する。

$$\text{現場管理費} = (A - i - j) \times \beta + j \times 2\% + e$$

- A : 住宅工事の純工事費
- i : 申請費、ガス設備工事、建設発生土処分費、発生材処分費、有料道路の通行料金等とする。
- e : 現場管理費の積み上げ
- j : 住宅関係特殊工事：共通費基準 表－8（内 i に含む建設発生土処分費、発生材処分費、有料道路の通行料金等は除く）及び申請費
- β : A から i と j を除いた額に対する現場管理費率

2. 総合発注（一括発注）工事の現場管理費は次式により算定する。

「建築工事」と「電気設備工事（屋外を含む）」、「機械設備工事（屋外を含む）」及び「屋外整備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

ただし、主たる工事以外のいずれかの工事が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより現場管理費を算定することができる。

$$\text{現場管理費} = A1 \times \beta 1 + A2 \times \beta 2 + A3 \times \beta 3 + j \times 2\% + e$$

- A1 : 建築工事の住宅関係特殊工事等 (i+j) を含まない純工事費
- A2 : 電気設備工事の住宅関係特殊工事等 (i+j) を含まない純工事費
- A3 : 機械設備工事の住宅関係特殊工事等 (i+j) を含まない純工事費
- $\beta 1$: A1 の額に対する建築工事の現場管理費率
- $\beta 2$: A2 の額に対する電気設備工事の現場管理費率
- $\beta 3$: A3 の額に対する機械設備工事の現場管理費率
- i : 申請費、ガス設備工事、建設発生土処分費、発生材処分費、有料道路の通行料金等とする。
- e : 現場管理費の積み上げ
- j : 住宅関係特殊工事：共通費基準 表－8（内 i に含む建設発生土処分費、発生材処分費、有料道路の通行料金等は除く）及び申請費

第4項 一般管理費等

1. 住宅建築の一般管理費等は次式により算出する。

$$\boxed{\text{一般管理費等} = (A - a) \times \gamma}$$

- A : 住宅建築の場合、当該工事のすべての工事原価
a : 申請費の工事原価（一般管理費等の対象としない。）
 γ : Aの額に対する一般管理費等率

2. 総合発注（一括発注）工事の一般管理費等は次式により算出する。

「建築工事」と「電気設備工事（屋外を含む）」、「機械設備工事（屋外を含む）」及び「屋外整備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

$$\boxed{\text{一般管理費等} = (A1 + A2 + A3 - a) \times \gamma}$$

- A1 : 建築工事の工事原価
A2 : 電気設備工事の工事原価
A3 : 機械設備工事の工事原価
a : 申請費の工事原価
 γ : 総工事原価（各工事の工事原価の合計）の額に対する主たる工事の一般管理費等率

付 則

- この運用は、平成 21 年 7 月 23 日から適用する。
- この運用は、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。
- この運用は、平成 27 年 4 月 1 日以降の公告案件から適用する。
- この運用は、平成 30 年 4 月 1 日以降の公告案件から適用する。
- 公共建築工事積算基準等資料(平成 26 年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)を準用する。
- 公共建築工事積算基準等資料(平成 29 年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)を準用する。
- 公共建築工事積算基準等資料(令和 3 年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)を準用する。
- この運用は、令和 3 年 1 月 1 日以降の公告案件から適用する。
- この運用は、令和 3 年 1 2 月 1 日以降の公告案件から適用する。
- この運用は、令和 4 年 4 月 1 日以降の公告案件から適用する。
- この運用は、令和 4 年 8 月 1 日以降の公告案件から適用する。
- この運用は、令和 5 年 3 月 1 日以降の公告案件から適用する。